

令和4年8月3日(水)
令和4年度保健師中央会議
資料13

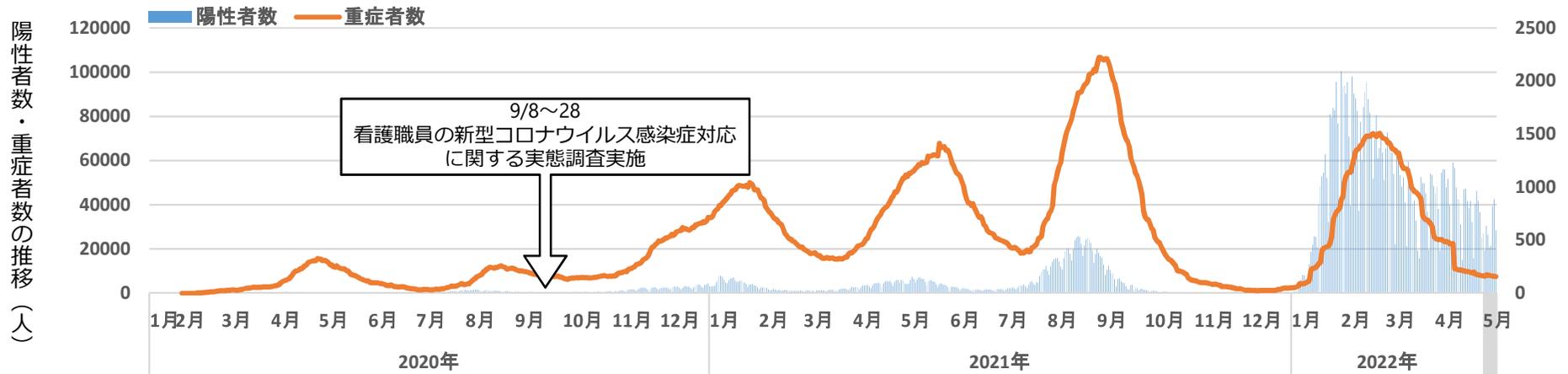
日本看護協会における 新型コロナウイルス感染症対応及び 保健師関連事業

公益社団法人日本看護協会
常任理事 鎌田 久美子



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

新型コロナウイルス感染症対応における日本看護協会の取り組み



看護職員確保	8/1~9/30 都道府県看護協会から派遣調整事業受付
	3/2 都道府県看護協会へ看護職員確保等について協力依頼 11/7~都道府県外看護職員の応援派遣調整 4/30 厚労省と看護職員の派遣調整事業に係る契約締結
応援派遣調整	県外看護職員の応援派遣 <ul style="list-style-type: none"> 12/19~1/10北海道 4/1~5/11宮城県 1/16~2/27沖縄県 1/3~3/15大阪府 4/26~5/21大阪府
	本会職員の応援派遣 <ul style="list-style-type: none"> 8/16~21 沖縄県看護協会 1/12~2/7 大阪市保健所 4/6~25 仙台市宿泊療養施設 1/12~30 沖縄県看護協会
NC活用	4/8 復職依頼メール 12/5 復職依頼メール 4/19 ワクチン接種業務就業依頼 1/17 沖縄県への就業協力依頼 1/27 IHEAT登録案内 6/4 ワクチン接種業務への就業協力依頼
情報提供	4/6~20 「新型コロナウイルス感染予防相談窓口」(メール相談) 4/1~ チャットボット導入 4/20~ 「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」
	4/24~ 「NursingNow_いま私にできること」#キャンペーン実施・看護職への応援メッセージ掲載
	感染予防および対策に関する資料・動画の公表、看護管理者に向けた情報提供、周産期に携わる看護職に向けた情報提供、訪問看護STで働く看護職に向けた情報提供、感染管理・感染蔓延下での働き方に関するFAQ (WEB等掲載) 11/26 会長メッセージ動画公開 4/23 会長メッセージ動画更新 2/22 「コロナ禍における新人看護職員研修」(神戸)
寄付金活用した現場支援	PPE等配布 <ul style="list-style-type: none"> 5~9月 第1弾 8~12月 第2弾 2月~ 第4弾 8月~12月 第5弾 8月~10月 第6弾 8~2月 第3弾
	5/14 寄付金活用プロジェクトチーム立ち上げ 10月 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度へ拠出 2月 追加拠出 12/21 「Johnny's Smile Up! Project 基金」設立 3/15~ 新型コロナウイルス感染における会員見舞金 1月~看護職のメンタルヘルスマネジメント事業 6月~コロナに対峙するための調査研究助成事業開始予定

<参考> 東京都看護協会資料

COVID-19発生以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 本会の対応・保健医療提供体制の構築への対応



■ 看護職員の確保

- ・ 都道府県ナースセンターによる潜在看護師の復職・就業支援の実施
- ・ 日本看護協会と都道府県看護協会による看護師の広域派遣体制の構築

■ 地域において専門性の高い看護師の活動の実施

- ・ 病院・介護施設等へ感染管理体制構築のための支援
- ・ 自施設以外からの相談応需

■ 専門性の高い看護師の育成強化

- ・ 感染管理や人工呼吸器・ECMOなどを装着した重症患者のケア・
管理ができる看護師の育成の強化

■ COVID-19に関する相談窓口・看護職のためのメンタルヘルス相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症への対応【2022年度の活動予定】

- ・これまで新興感染症等のリスクに強い看護提供体制の構築、感染拡大地域への看護職派遣等支援を行ってきた。
- ・2022年度は、有事に備えた看護管理者のマネジメント能力の強化に着手するとともに、感染拡大時に看護職の確保が迅速にできるよう体制を整備する。
また、看護職が安全・安心に働くことができるよう相談応受を行う。

1. 都道府県看護協会と連携した看護職員派遣

1) 都道府県看護協会と連携した看護職員派遣の推進

- ・令和4年1月28日医政発0128第10号厚生労働省医政局通知「新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業における令和4年度広域人材調整事業の実施要綱」に基づき「広域人材調整事業」を実施（令和3年12月20日～令和5年3月31日）

2) 新型コロナウイルス感染症に対する日本看護協会職員の派遣

2. 相談応受体制の継続実施

3. 感染管理認定看護師及びクリティカルケア認定看護師等養成推進

4. 看護管理者の育成、マネジメント強化



都道府県看護協会と連携した看護職員派遣

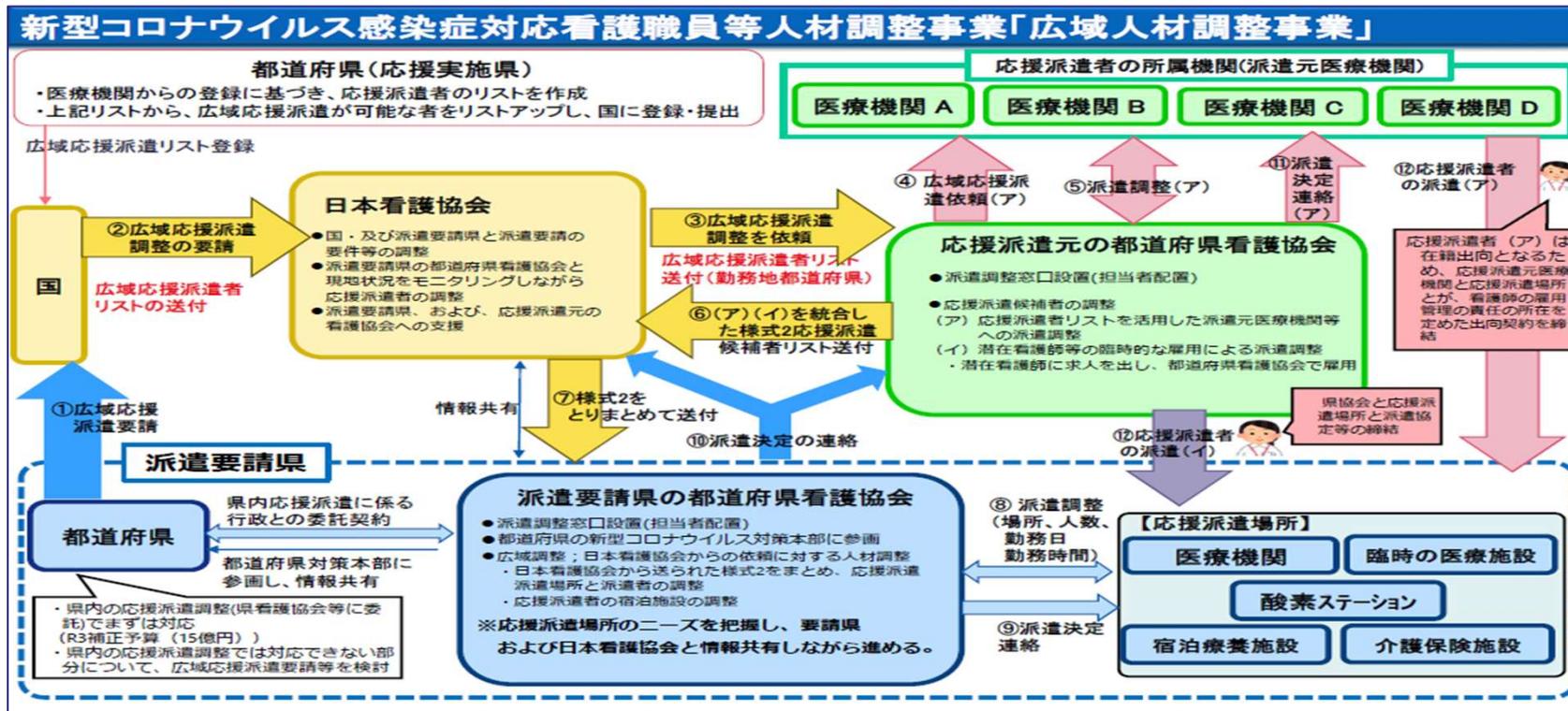


1) 都道府県看護協会と連携した看護職員派遣の推進【図1：広域人材調整事業】

- 令和4年1月28日医政発0128第10号厚生労働省医政局通知「新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業における令和4年度広域人材調整事業の実施要綱」に基づき「広域人材調整事業」を実施（令和3年12月20日～令和5年3月31日）。
- 新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の人材不足により、県内での医療機関等の人材調整で対応が困難な場合、国の要請を受け、都道府県間で広域に、緊急的な看護職員の派遣調整を行う。
- 令和3年度は、沖縄県の宿泊療養施設、介護保険施設等に2022年1月22日～2月18日に29都道府県から派遣。

2) 新型コロナウイルス感染症に対する日本看護協会職員の派遣

- 県協会、保健所、宿泊療養施設、ワクチン接種会場等への本会職員を派遣する。
- 令和2年からこれまでに、保健所、宿泊療養施設、及びワクチン接種会場に本会職員を派遣（宮城県、大阪府、東京都）



【図1：広域人材調整事業】

メンタルヘルスケア事業の紹介



実施概要

2020年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まって以来、相談窓口を設置し、感染に対する不安や、差別・偏見に対する悲愴感、抑うつ症状として表れるほどの疲弊、就業継続の不安など、寄せられる相談は深刻かつ緊急性の高い事例が寄せられている。

本事業の詳細について、特設ページを開設

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/covid_desk/mental.html

The screenshot shows the homepage of the Japanese Nursing Association (JNA). At the top, there is a navigation bar with links for 'Site Map', 'Facilities/Inpatient', 'Inquiries', 'English', and 'New User WEB'. Below this is a main menu with categories like 'General', 'For Nurses', and 'For Those Aiming to Become Nurses'. A prominent banner in the center reads '抱えきれなくなる前に、相談してみませんか？ 看護職のためのメンタルヘルス相談窓口' (Before you can't hold it anymore, let's consult, shall we? Mental health consultation window for nursing professionals). The banner includes icons for 'Free consultation, confidentiality guaranteed', 'Phone', 'Email', and 'WEB individual consultation (advance reservation required)'. Below the banner, there are links for 'Mental health training videos released' and 'New coronavirus infection response fund project'. A callout box on the right points to the banner with the text: '本会HPのTOP画面からこちらのバナーをクリック' (Click this banner from the top page of the association's HP).

看護職のメンタルヘルスケア事業 内容

1. 電話による個別相談

臨床心理士、精神保健福祉士、精神看護認定看護師等が、メンタルケア不調を抱える看護職に対し、個別に電話によるメンタルヘルスケア相談を実施

TEL: 0120-543-556

①開設期間

2022年1月8日（土）～2023年3月31日

②開設時間

平日 13時～21時

土日祝日 13時～17時

2. メール相談

看護職を対象とした新型コロナウイルス感染症に関するメール相談窓口（メンタルヘルス）を継続実施

①開設期間

2020年4月20日～継続実施

②相談受付

毎日24時間

③URL

<https://www.nurse.or.jp/question/31617e34d37169ae1545160889c34702/mail.cgi>

看護職のメンタルヘルスケア事業 内容

3. Zoom等を用いたWEB個別相談

一般社団法人日本看護系学会協議会会員の精神看護専門看護師、精神科認定看護師、認定看護管理者、日本家族看護学会員の専門看護師及び認定看護師が、個別にWEBを活用したメンタルヘルスケア相談を実施

Mail : yoyaku@ns-soudan.com

①開設期間

2022年2月4日～2023年3月31日

②開設時間

毎週土曜日 13時から18時（相談時間 1相談 30分程度）

4.メンタルヘルスケア周知事業

医療従事者の心の健康を守るには継続的なケア体制が必要である。看護職個人のセルフケアのほか、病院の経営層や管理職、看護職本人が、働き手を率先して守る姿勢を示すための方法について、研修動画を作成し周知を図る。

講師：

・聖路加国際大学大学院看護学研究
精神看護学教授 萱間 真美氏
(現 国立看護大学校長)

・筑波大学 医学医療系 災害・地域精神医学 准教授
/茨城県立こころの医療センター 地域・災害支援部長・室長
/筑波メディカルセンター 精神科 高橋 晶氏

	動画タイトル	講師
1	コロナ禍と看護職のメンタルヘルス	萱間氏
2	状況の不確かさと道徳的傷つき	萱間氏
3	組織によるメンタルヘルスのラインケアとBCP	高橋氏
4	支援者支援の考え方	高橋氏
5	看護職に効果的なセルフケア	萱間氏
6	管理職のメンタルヘルス	高橋氏
7	看護職のキャリア支援の考え方	高橋氏
8	PTGと看護職の成長 ～ポストコロナに向けて～	萱間氏

感染症に関する情報提供



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

● サイトマップ ● 施設・交通案内 ● お問い合わせ ● English ● 無設定WEB

会員専用ページ
キャリアナース

一般の方へ 看護職の方へ 看護職を目指す方へ

日本看護協会とは お知らせ 重点政策・事業 生涯学習支援 看護実践情報 国際情報 看護の日

看護実践情報

ホーム > 看護実践情報 > 新型コロナウイルス感染症関連情報 > 新型コロナウイルス感染症に関する動画・資料

新型コロナウイルス感染症に関する動画・資料

日本看護協会および関係団体などで作成した各種資料(動画やチラシなど)をまとめていますので、ご確認・ご活用ください。

- ↓ 自宅・宿泊療養等におけるコロナ感染者対応に関する情報提供
- ↓ 感染予防・管理のための活用ツール
- ↓ 新型コロナウイルス感染症に関する研修
- ↓ 感染予防に関する資料
- ↓ 職場・職場以外での主な注意事項
- ↓ そのほか

自宅・宿泊療養等におけるコロナ感染者対応に関する情報提供

自宅・宿泊療養を行う新型コロナウイルス感染者およびご家族の皆さまに、症状の変化の見方や、相談窓口等へ連絡する際の症状の伝え方について、紹介をしています。

また、看護職に向けて、新型コロナ陽性妊婦および感染者に対する健康観察やフィジカルアセスメントおよび抗体カクテル療法に関する基礎知識を紹介しています。ご参考になれば幸いです。

< 看護職の皆さま >

新型コロナ陽性妊婦の自宅療養について(第1回)「新型コロナ陽性妊婦の特徴」

公開 2021年10月18日

内容 【第1章】本邦でのコロナ陽性妊婦の発生状況「妊婦はコロナにかかりやすいの？」
【第2章】新型コロナウイルス妊婦の症状「妊婦はコロナ感染で重症化しやすいの？」

講師 前田佳紀(日本心臓血管研究振興会附属神原記念病院 産婦人科副部長)

● 関連資料 [PDF 1.6MB]

看護実践情報

- 看護倫理
- 看護政策
- 災害看護
- 東日本大震災復興支援事業
- 医療制度
- 診療・介護報酬
- 医療安全
- 看護補助者に関する情報
- 職能委員会
- 認知症ケアガイドブック
- 看護に関するよくあるご質問

国への要望 新型コロナウイルス感染症に関する主な要望

- 国への要望書の提出 計36件(2021年3月9日現在)
提出先:内閣総理大臣・内閣府特命担当大臣・厚生労働大臣・総務大臣・文部科学大臣 等
- 本会ホームページやマスコミ取材等を通じた課題と要望の発信

提出日	要望書名
2020年3月30日	「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」 ・医療機関における看護職員の確保策の推進 ・医療機関、介護施設、訪問看護事業所に対する防護関連用具の確保、配付 ・地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化 等
2020年4月15日	「妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について」 「新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の支給等について」
2020年7月8日	「保健所の体制整備及び保健所等に勤務する職員への慰労金の支給についての要望書」 「新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた医療機関及び訪問看護ステーションへの経営支援に関する要望書」
2021年1月15日	「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの訪問看護師等への早期接種に関する要望書」
2021年3月9日	「新型コロナウイルス感染症に対応する看護職に関する要望書」 ・医療従事者の処遇改善について ・保健師増員の実現に向けて ・地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業の継続について



保健師関連事業

保健師の確保・活躍推進



保健師活動における現状と課題

【現状】

- 保健師は、直接的な保健医療福祉サービスの提供のほか、包括的なシステムやネットワークの構築等の総合調整、関連施策の企画立案・運用・評価等、予防的介入を重視し、広く公衆衛生の向上と国民の健康保持増進への責務を担っている。
- 近年特に、医療・介護・子育てなど社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化に対する業務が拡大している。
- 新型コロナウイルス感染拡大により、保健所の体制整備は喫緊の課題となった。政府は地方財政対策において、保健所保健師を令和3年度から2年間で約900人増員することとしている。

【課題】

- 直接的な保健医療福祉サービス提供の対象者の増加
- 事業化・施策化や、システム構築・推進業務の拡大
- 健康危機管理（災害・新興感染症・児童虐待の対応等）に関する行政の業務の増大
- 地域や就業別（都道府県、市区町村）に保健師が偏在しており、地域特性に応じた保健活動が困難
- 保健師の退職者数は過去10年で1.5倍に

保健師の計画的な人材確保・育成、就業継続に向けた取り組み、体制整備が必要



令和4年度 厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業

保健師の活動基盤に関する基礎調査

■ 背景・目的：

- 日本看護協会では、保健師活動の実態を明らかにすることを目的として、厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業「保健師の活動基盤に関する基礎調査」を平成21年度（2009年度）より開始し、22年度（2010年度）以降、4年に1回実施しており、今回が5回目の調査となる。
- 今年度は、新型コロナウイルス感染拡大等により活動内容に大きく影響を受けた保健師の「人材確保・育成、就業継続」に焦点を当てた実態把握と課題の整理、対応策の検討を行い、今後の保健師確保・定着の促進に向けた政策提言等の活動に反映することを目指す。

日本看護協会より ご協力をお願い



令和4年度 厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業

保健師の活動基盤に関する基礎調査

にご協力ください！

調査期間

令和4年**9月1日**(木) ~ **9月15日**(木) (予定)

対象

保健師として就業している**全国の保健師 (全員)**

- ・看護協会会員・非会員は問いません。
- ・大学や養成所等の教育機関において、保健師の養成を行っている**教員の方も対象**です。
- ・産休中、育休中、介護休暇中の方も対象となります。
- ・派遣社員、パートタイマー、アルバイト、臨時職員等、**非正規雇用の方も対象**となります。
- ・保健師免許を有するが保健師として活動していない方（保健師免許を有し助産師または看護師として働く方、退職し保健師として活動していない方等）は対象外となります。

調査方法

Web調査(パソコン・スマホにてご回答ください)

日本看護協会公式HPよりアクセスしてください

▶ <https://www.nurse.or.jp/>

※本調査への参加は皆様の自由意思に基づくものであり、参加をしない場合でも不利益を被ることはありません

4年に1度の貴重な機会です！

日本看護協会



保健師の未来のために、ぜひ皆様の声をお聞かせください



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

地域における看護職の確保と活躍推進 保健師の確保・活躍推進



令和4年度 厚生労働省保健指導支援事業

自治体保健師人材確保のための魅力・情報発信事業

自治体保健師の仕事説明会「ここでしか聞けない保健師の仕事のコト」をオンラインにて実施

- 目的：自治体保健師の魅力や保健活動についての情報を発信し、自治体保健師の人材確保につなげる。
- 対象：自治体保健師としての就職を希望する者（看護学生、保健師資格保有者等）
- 開催日時：令和4年5月21日（土）13：00～16：30
- 実施方法：Zoomを用いたWeb会議
- 申込者：2,323人（当日ログイン者数：1,768人）

公式ホームページ上にてアーカイブ動画を掲載（2023年3月末まで公開予定）

オンデマンド研修の活用



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

会員専用ページ
 カリナーズ

HOME
お知らせ
教育計画
研修の検索
研修の活用情報
国の動向や政策に関連した
継続教育に関する最新情報
よくあるご質問
お問い合わせ先

HOME > 研修の検索
> 研修番号103：困難事例を支援する事例検討会を学ぶ～個別課題から地域課題への検討・解決につなげる事例検討の視点・ポイント～

研修番号103：困難事例を支援する事例検討会を学ぶ～個別課題から地域課題への検討・解決につなげる事例検討の視点・ポイント～

分類	【1】「生活」と保健・医療・福祉をつなぐ質の高い看護の普及に向けた継続教育
時間	90分 *日本看護協会からのメッセージは含みません。
提供方法	オンデマンド
配信期間（実施日）	7月1日～2月10日
申込期間	7月1日～1月13日 ※施設の修了証申請は、2023年1月27日(金)必着
研修目的	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑かつ多重課題の事例検討会の意義を理解する。 ・複雑かつ多重課題の事例検討会の企画・運営の進め方を理解する。 ・複雑かつ多重課題の事例のアセスメントを深め、個別課題から地域課題の検討・解決につなげる事例検討の展開を理解する。
主な対象	保健師、看護師、助産師 組織の中で事例検討会を企画・運営する看護職
申込・受講方法	申込・受講方法については「インターネット配信研修【オンデマンド】について」をご確認のうえ、下記専用サイトからユーザ登録を行い、お申込みください。 ●専用サイト ● ※複数研修をまとめて購入できます。

研修プログラム

章	単元／主な内容	講師(所属等)※敬称略	視聴時間
-	オリエンテーション	事務局	-



保健師関連 国への要望書（2019年～）



提出日	宛先	内容
2019年（平成31年） 4月25日	厚生労働省 健康局長 宇都宮 啓	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進 2. 市町村の統括保健師の配置および育成計画の策定の推進
2019年（令和元年） 5月9日	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長 橋本泰宏	精神保健福祉施策の推進・充実に向け・採用による保健師の人材確保
2020年（令和2年） 4月13日	厚生労働省 健康局長 宮崎雅則	自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進
2020年（令和2年） 7月8日	厚生労働大臣 加藤勝信	保健所の体制整備及び保健所等に勤務する職員への慰労金の支給
2021年（令和3年） 3月9日	厚生労働大臣 田村憲久 総務大臣 武田良太 厚生労働省 健康局 正林督章	保健師増員の実現に向けて ・新型コロナウイルス感染症対応する保健師900人増員に向け、自治体に採用活動を推進されたい
2022年（令和4年） 3月28日	厚生労働省 労働基準局長 吉永和生	産業領域で働く看護職の研修体制の整備
2022年（令和年） 4月18日	文部科学省 高等教育局長 増子 宏	質の高い看護系人材の養成推進

「人々の健康と療養を支える看護モデルの確立」 地域における健康・療養支援体制の強化に向けた取り組み



背景

- わが国では、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、国民一人ひとりの健康寿命の延伸に向け、健康な地域社会づくりを推進する仕組みが必要とされており、医療と生活の両方の観点から患者・家族等への療養指導や支援、健康増進を図る看護の役割はますます拡大している。
- 健康状態や社会的背景を問わず、全ての人々に対して看護職による切れ目のない支援を提供するために、看護職個人の経験やスキルに左右されることなく、明確な看護サービスの一機能として看護職が場（所属機関）を超えて連携し、地域住民に健康・療養支援を提供できる体制整備が必要である。

事業目的

本事業は、2021年度より開始した5年計画の事業であり、健康増進・疾病予防、重症化予防を目的として、地域の看護職が場を超えて連携し、地域住民に健康・療養支援を提供できる体制の確立と場の拡充を目指すものである。

2022年度の事業概要

1. 地域における健康増進・疾病予防、重症化予防に資する看護活動の整理・可視化
2. 全国的な事業展開に向けた仕組みの検討



參考資料

病院等以外でコロナによって新たに発生した業務への対応

■ ナースセンターにおける潜在看護職の就業支援

- ・ナースセンターからの呼びかけで潜在看護職 27,161名が就業
 - ※ 宿泊療養施設、病院等で約5,400名
- ・感染拡大時の「宿泊療養施設」の運営、ワクチン接種業務に潜在看護職の力が大きかった

ナースセンターでの就業実績 (2020年4月6日～2022年6月26日までの累積, 2022年6月29日現在)

求職者数	<u>44,357名</u>
求人数	<u>38,052名</u>
紹介数	<u>33,918名</u>
就業者数	<u>27,161名</u>

コロナ関連の相談対応コールセンター	<u>743名</u>
宿泊療養施設	<u>5,150名</u>
病院	<u>224名</u>
診療所	<u>58名</u>
その他の入所施設	<u>110名</u>
その他施設	<u>2,100名</u>
ワクチン接種業務※1	<u>18,776名</u>
ワクチン接種業務に係る研修受講者数※2	<u>16,573人</u>

※1 : 2021年2月1日より「ワクチン接種業務」を項目に追加して集計

※2 : 2021年4月12日より

- 令和4(2022)年度より、「重点政策」とは別途、「重点課題」を明示する。本会がかねてより継続的に重点政策に掲げてきた政策のうち、専門職としての看護の発展を目指すに際し極めて重要かつ、関係者間の合意を十分に得たうえでの法律改正を要するものを「重点課題」として位置づけ、引き続き強力に着実に取組み、機を逃さず、その実現に向けて邁進する。
- また、重点政策を確実に効率的に推進するための基盤の整備・強化に向け、新たに「基盤強化事業」を設ける。

重点政策

3か年での具体的な成果が想定でき、その実現に向けての取組みが現実的なものとして事業化できるもの

- 1 全世代の健康を支える看護機能の強化
- 2 専門職としてのキャリア継続の支援
- 3 地域における健康と療養を支える看護職の裁量発揮
- 4 地域の健康危機管理体制の構築

重点課題

看護の発展に極めて重要かつ、関係者間の合意を十分に得たうえでの法律改正を要するもの
(機を逃さず、実現に結び付くよう恒常的に取組む重要課題)

- 准看護師養成の停止
- 看護師基礎教育の4年制化
- ナース・プラクティショナー(仮称)制度

基盤強化事業

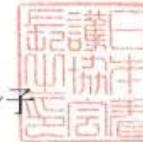
重点政策を確実に効率的に推進するための基盤の整備・強化に向けた新たなフレーム。
本会事業全体を支える組織基盤として、重点政策の着実かつ円滑な実施の土台となるもの

- 看護政策推進のためのエビデンスの集積・活用体制の構築
- 政策推進力の強化

平成31年4月25日

厚生労働省
健康局長 宇都宮 啓 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



2020年度予算・政策に関する要望書

近年、急激な少子・高齢化の進行に伴い生活習慣病予防や重症化防止、生活を営むために必要な機能の維持・向上等による健康寿命の延伸の実現が、ますます重要となっています。

また、地域力の弱体化、孤立化等社会の変化に伴う地域の子育て力の低下は、虐待等重大な事態を引き起こしていることから、児童虐待防止対策体制総合強化プランが国から打ち出され、全ての児童相談所に保健師を配置することが示されました。

精神保健福祉施策についても、精神障害者の地域移行・地域定着に向け、入退院支援の推進が求められるなど、保健師を必要とする領域、部署はますます拡大しています。

これらを鑑み、各自治体における保健師の計画的な人材確保および適正な配置をはじめとし、自治体の保健活動をより効果的、継続的に展開するため、統括保健師の配置、人材育成が必要です。

つきましては、次の事項の実現を図られますよう、強く要望いたします。

要望事項

1. 自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進
2. 市町村の統括保健師の配置および人材育成計画の策定の推進

要望1

自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進

1)自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置が推進されるよう、自治体に向け強く働きかけられたい。

【自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進】

- 都道府県保健師は、保健所に就業する保健師数は横ばいのまま推移しているが、以下のように役割の拡大が見込まれるため、計画的な採用が求められる。地方交付税の活用をさらに促し、配置転換等による充当ではなく、増員による体制整備を図られることが必要である。
 - ・児童虐待防止対策総合強化プランにおいて、すべての児童相談所に保健師配置が盛り込まれ、今後、さらに70人程度の増員が求められている。
 - ・平成30年10月29日の事務連絡「措置入院患者の退院後支援について」で各自治体に周知されており、措置入院患者の方々に対する退院後支援の取組みが求められている。措置入院患者の方々への地域移行・定着促進するためには、保健所の保健師による関係機関との協議の場の設定や調整等の役割が付加される。
- 市町村保健師は、子育て世代包括支援センター設置の努力義務化や、後期高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の委託が見込まれる等、市町村保健師の業務内容の拡大にともない、増員による人材の確保は不可欠である。
- 近年の災害支援など健康危機管理に関する行政の対応については、災害発生時の迅速な対応、復旧復興への長期支援のほか、平時からの予防的対策が急務であり、自治体の活動が期待されている。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度実績		2022年度目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人 ^{※1}	+ 790人程度
保健師	140人	→	各児童相談所 ^{※2}	+ 70人程度
合計	4,730人	→	7,620人	+ 2,890人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで

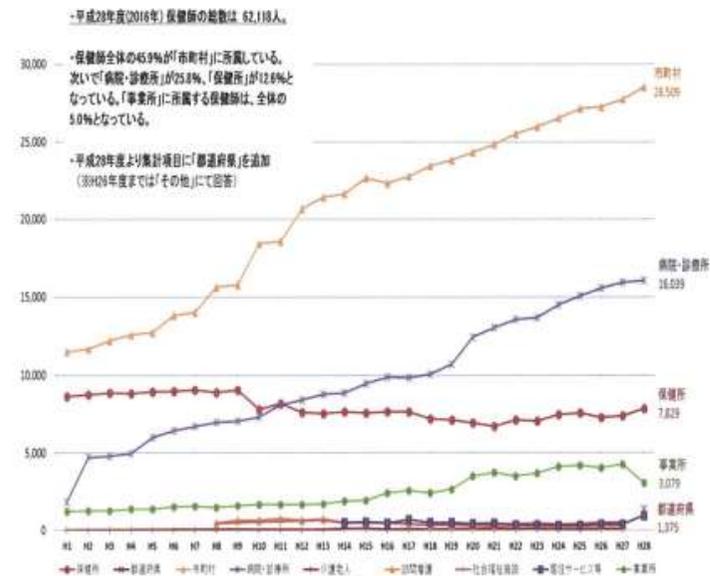
市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村 [※]	→	全市町村	—
要対協議調整機関調整担当者	988市町村 [※]	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

出典：社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ（第6回）



出典：平成29年度 看護関係統計資料集（H30年5月発行）

要望2 市町村の統括保健師の配置および人材育成計画の策定の推進

- 1) 市町村の統括保健師の配置を推進されたい
- 2) 計画的な人材育成が図られるよう、各自治体の状況に応じた人材育成計画の策定を推進されたい

1) 市町村統括保健師の配置の推進および人材育成

- 更なる保健活動の推進、専門的な能力向上に向けて、市町村の統括保健師の配置を推進していくことが必要
- 統括的な役割を担う保健師の配置は、都道府県では平成30年度は47自治体すべて配置されているが、市区町村では全市区町村の53.0%に留まっている。
- 統括保健師の配置によって、専門的能力向上に向けた人材育成が可能になったことや、分散配置保健師に対する支援、情報集約・発信の役割・責任の明確化、保健事業の連携や推進、危機管理時の対応等、様々な効果が報告されている(引用:厚生労働省HP/地域における保健師の保健活動に関する指針の活用状況に係る調査/全国保健師長会/平成27年)

2) 各自治体における人材育成計画の策定の推進

- 平成28年3月に「保健師にかかる研修のあり方等に関する検討会最終取りまとめ(厚生労働省)」において、自治体保健師のキャリアラダーが示された。これに基づき、本会では平成29・30年度に先駆的保健活動交流推進事業の一環として「自治体保健師のキャリア形成支援事業」に取組み、市町村の人材育成について、都道府県による支援ポイントをまとめた。
- 市町村保健師のキャリアラダー作成が進んでない実態がある。

統括的な役割を担う保健師を配置している自治体数

	平成30年度	平成29年度	対29年度増減 () 増減率
都道府県 (n=47)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	1 (+2.2%)
市町村 (n=1,741)	922 (53.0%)	866 (49.7%)	56 (+6.5%)
内 保健所設置市 (H29 n=74 H30 n=80)	62 (77.5%)	56 (75.7%)	6 (+10.7%)
特別区 (n=23)	11 (47.8%)	9 (39.1%)	2 (+22.2%)
市町村 (H29 n=1,644 H30 n=1,638)	849 (51.8%)	801 (48.7%)	48 (+6.0%)

自治体独自の保健師キャリアラダー作成状況 平成29年度

	作成している	作成中	作成していない	計
都道府県	19自治体 (40.4%)	13自治体 (27.7%)	15自治体 (31.9%)	47自治体
保健所設置市 および特別区	28自治体 (28.9%)	17自治体 (17.5%)	52自治体 (53.6%)	97自治体

平成30年度

	作成している	作成していない		無回答	計	
		作成中	未定			
市町村	127自治体 (8.6%)	1,335自治体 (90.6%)	23自治体	1,312自治体	12自治体 (0.8%)	1,474自治体

出典：厚生労働省 平成30年度保健師活動領域調査

出典：厚生労働省「保健師の人材育成に関する調査結果(速報値)」

令和元年 5月9日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 橋本 泰宏 殿

公益社団法人 日本看護協会
福井 トシ子



2020年度予算・政策に関する要望書

近年、精神障害者数は390万人以上となり、精神障害に対応した地域包括ケア体制の構築が喫緊の課題となっています。

精神に障害があっても、継続的な医療や生活支援などにより再発や悪化を防ぎ、住み慣れた地域で尊厳を守られ、社会の一員として生活を送ることが出来るような取組みが重要です。

行政で働く保健師は、これまでも保健所を中心に、精神保健活動として、個別の支援や家族支援、地域住民の知識の向上や理解の促進、医療や福祉等の多機関・多職種関係者と共に地域包括ケア体制の構築に寄与してきました。精神保健の推進において、中心的な役割を担う自治体保健師の人材確保および役割の発揮は、ますます重要となっています。

しかし、保健所保健師の就業者数は過去20年に渡り、横ばいのまま推移しており、平成30年3月に示された精神障害者の退院後支援に関するガイドラインによる業務を十分に展開するには、採用による保健師の増員が不可欠です。

こうしたことに鑑み、精神保健福祉施策の充実については、次の事項の実現を図られますよう強く要望いたします。

要 望 事 項

精神保健福祉施策の推進・充実に向け、採用による保健師の人材確保

要望

精神保健福祉施策の推進・充実に向け、採用による保健師の人材確保

精神障害者の地域移行・地域定着を推進するため、地方交付税の活用促進による保健師の増員を図りたい。

地方交付税の活用による保健師の採用

- 保健所の保健師数は、社会の変化や地域の支援が複雑化する中、過去20年にわたり、ほぼ横ばいのまま推移している(平成29年7,829人)。
- 措置入院患者の退院後支援に取り組む必要な体制の確保については、各自治体へ平成30年10月29日の事務連絡「措置入院患者の退院後支援について」で周知されたところであり、措置入院患者の地域移行・定着には協議の場の設定等や調整等において、増員による確保が欠かせない。(平成29年度の措置入院患者は1,444人:平成29年度衛生行政報告例)
- 地方交付税措置上、「精神障害者地域移行支援費」における需用費等は増額されているが、給与費(職員数4人)は、横ばいで推移。需要費が増えても、実施する職員が増えなければ地域移行は実現しない。保健師の増員を促す必要がある。
- 精神保健対策、地域移行・定着のためには、各自治体における体制の確保をより一層促進するため、道府県および市町村における地方交付税の活用をさらに促し、配置転換等による充当ではなく、増員による体制整備が必要である。

図1 就業保健師数の推移

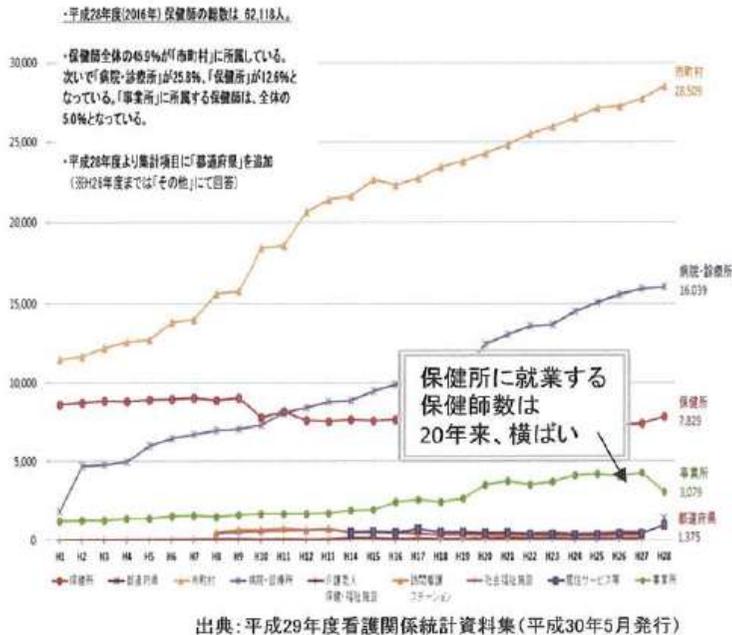


図2 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

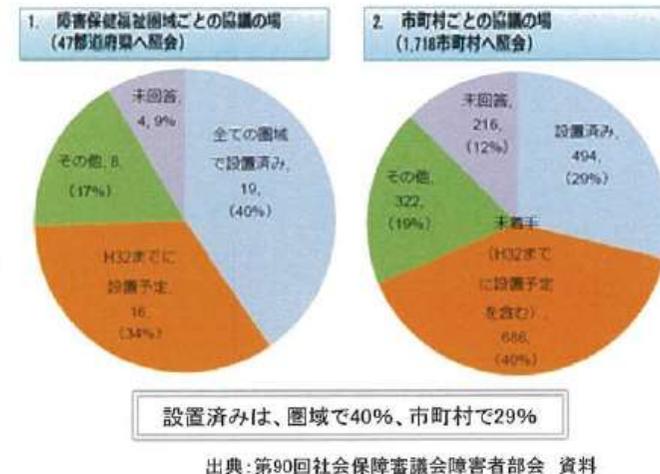


図3 退院者の再入院率

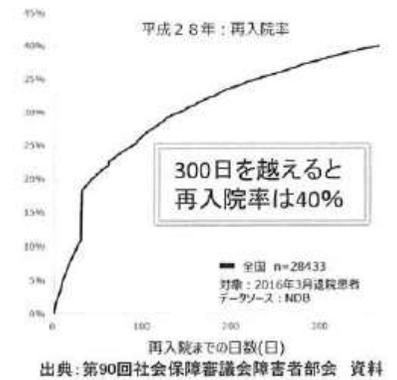


表1 地方交付税の措置状況 《精神障害者地域移行支援費》

	給与費(職員数)	需用費等
平成28年	27,440 (4人)	22,562
平成29年	27,280 (4人)	36,611
平成30年	27,360 (4人)	52,432

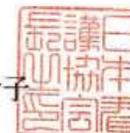
(単位:千円)

出典:地方交付税制度解説(平成28~30年)

厚生労働省
健康局長 宮寄 雅則 殿

令和2年4月13日

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



令和3年度 予算編成に関する要望書

近年、急激な少子・高齢化の進行に伴い生活習慣病予防や重症化防止、生活を営むために必要な機能の維持・向上等による健康寿命の延伸の実現が、ますます重要となっています。

また、都道府県児童相談所の保健師配置や、市町村の子育て世代支援センターの設置、国民健康保険保健事業の重症化予防事業の実施、後期高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施、在宅医療体制の構築など地域包括ケアの一層の推進と、今後も業務内容および活動領域の拡充が見込まれるなど、保健師を必要とする領域、部署はますます拡大しています。

これらを鑑み、各自治体における保健師の計画的な人材確保および適正な配置をはじめとし、自治体の保健活動をより効果的、継続的に展開するため、統括保健師の配置、人材育成が必要です。

つきましては、次の事項の実現を図られますよう、強く要望いたします。

要望事項

自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置と人材育成の推進

- 1) 効果的な保健活動推進のため、市町村の統括保健師の配置および保健師の保健医療福祉等部署への適切な配置と計画的な人材確保が推進されるよう自治体に向け強く働きかけられたい
- 2) 市町村保健師の体系的な人材育成が図られるよう人材育成計画・指針等の策定にむけ、都道府県の積極的な市町村の支援を推進されたい
- 3) 資質の向上を促し、効率的・効果的に保健活動が展開できる活動評価に係るツールの開発等ICT化の推進を図られたい

1) 市町村統括保健師および各部署への適切な配置と人材確保の推進

- 自治体に就業する保健師数は生活習慣病予防対策、虐待防止対策、介護予防対策、災害等健康危機管理への対応のほか、地域包括ケア推進にむけた役割の拡充において、過去10年では微増の傾向である。
- 都道府県児童相談所の保健師配置や、市町村の子育て世代支援センターの設置、国民健康保険保健事業の重症化予防事業の実施、後期高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施、在宅医療体制の構築など地域包括ケアの一層の推進と、今後も業務内容および活動領域の拡充が見込まれ、保健医療福祉等部署への適切な配置と、増員による人材の確保は不可欠である。
- 更なる効果的・効率的な保健活動の推進、専門的な能力向上に向けて、組織横断的に総合調整を担う市町村の統括保健師の配置の推進が必要である。
- 統括的な役割を担う保健師の配置は、都道府県では平成30年度は47自治体すべて配置されているが、市区町村では全市区町村の48.9%に留まっている。(2019年3月厚生労働省健康局保健指導室調べ「統括的な役割を担う保健師に関する調査結果」)

2) 人材育成計画・指針等の作成にむけた都道府県の市町村支援の推進

- 保健医療福祉施策の推進において、各自治体保健師の育成は重要であり、人材育成計画・保健師活動指針等を策定し、体系的な人材育成を図る必要がある。
- 保健師育成指針については「保健師にかかる研修のあり方等に関する検討会最終取りまとめ」を踏まえ、都道府県32自治体(68.1%)が策定している。市町村においても体系的な人材育成が図られる必要があるため、都道府県は管下市町村への支援を実施しているが、全市町村、一部市町村への支援を併せ31自治体(66.0%)への支援に留まっている。都道府県の積極的な市町村支援を推進されたい。

3) 効率的・効果的な保健活動の展開にむけたツール開発等ICT化の推進

- 自治体保健師は、個人・家族の支援だけでなく、地区組織の育成や多職種ネットワークの構築・包括的ケアシステムの構築含めた専門的な能力が必要である。
- 多様な住民ニーズに対する保健活動を効率的・効果的に展開し、必要な資質の向上を促す支援ツールや、PDCAサイクルに基づく活動評価ツールのソフト開発等ICT化の推進を図られたい。



出典：厚生労働省 平成21～30年度保健師活動領域調査



出典：厚生労働省「統括的な役割を担う保健師に関する調査結果」および「保健師の人材育成に関する調査結果(速報値)」

管下市町村の保健師育成指針(保健師人材育成ガイドライン等)の策定(又は改訂)への支援状況



令和2年7月8日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



保健所の体制整備及び保健所等に勤務する 職員への慰労金の支給について

保健所は、地域における健康危機管理の拠点として位置づけられているが、地域保健法施行後、保健所数は半減している。また、保健師の業務内容および活動領域が拡大する中で、保健所保健師数は横ばいのままであり、自治体間での格差も大きい。1保健所当たりの保健師配置数をみると最も少ない自治体は3.9人となっている。

このような中、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い保健所業務が増大したことで、保健師一人当たりの業務負荷も増大し、保健所の体制維持に困難が生じた自治体もある。実際に、保健所の職員の中には、1か月に100時間以上の時間外労働をせざるを得なかった者もいたと報道されている。今後想定される新型コロナウイルス感染症の第2波に向け迅速に対応するため、保健所等に勤務する職員の確保や設備などの体制整備を要望する。

また、新型コロナウイルス感染症対応のための第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金の給付が決定したが、保健所等に勤務する保健師をはじめとする職員は含まれていない。

保健所では、症状等がある住民からの相談対応やPCR検査、患者移送、入院の調整、感染者の行動履歴等の疫学調査など、新型コロナウイルス患者及び感染の疑いのある者への対応などの業務に取り組み、地域医療体制の維持に貢献している。よって、保健所等に勤務する保健師をはじめとする職員も慰労金支給の対象とすることを要望する。

記

1. 保健所等に勤務する職員の確保や設備などの体制整備
2. 保健所等に勤務する保健師をはじめとする職員への慰労金の支給

令和3年3月9日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ



新型コロナウイルス感染症に対応する看護職に関する要望書

1. 医療従事者の処遇改善について

新型コロナウイルスの蔓延は既に1年以上にわたって継続しており、病院や保健所はもとより、診療所や検査センター、訪問看護、宿泊療養施設など様々な場面で、看護職をはじめとする医療従事者は、新型コロナウイルス感染症患者や感染した疑いのある患者に対応しています。

初めて緊急事態宣言が発出された昨年の第1波以降、第2波、第3波と感染の波が続き、この間、現場の医療従事者は緊迫した状況の中で休み間もなく働き続けています。特に、第3波と言われる昨年11月以降の感染拡大では、第1波、第2波の数倍の感染者、重症者、入院等の必要な患者が発生しました。新型コロナウイルス感染症に対応する病床は逼迫し、軽症者は基本的に自宅療養や宿泊療養とされたことから、病院への入院患者は重症者が多くを占め、介護を要する高齢患者が増大するなど対応する看護職の負担は格段に大きくなりました。

看護職は24時間、365日患者に最も身近に関わり、自身が感染する、自身が感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖を感じながら職務に当たります。また、感染患者へ直接ケアを行う際には、防護具を適切に着脱し対応をするため、通常のケアに比べ身体的な負担も非常に大きくなっています。この状態が1年以上継続しているうえに、第3波の到来で、看護職は心身共に限界を超えつつあります。

政府ではこれまでも医療機関への経営支援について様々な施策を執行されています。しかしながら、なお、これだけ苦勞しているのに医療機関の経営状態が悪いため給与や賞与が減額されたといった現場の声があります。

看護職をはじめとする医療従事者は引き続き高い使命感を持って働いていますが、使命感だけでは限界があります。せめて、経済的にも報われていると実感できることが医療従事者の確保のためにも必要です。医療機関等の経営支援を行い、医療従事者の処遇が改善されるよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要望事項

看護職をはじめとする医療従事者の処遇改善がされるよう、医療機関等に対する経営支援の一層の充実を図られたい。

2. 保健師増員の実現に向けて

保健所は、地域における健康危機管理の最大拠点であり、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に対応する最前線として、相談対応、PCR検査、入院調整、疫学調査等の困難かつ大量の業務に日々取り組んでいます。

この度、各地の保健所の体制が逼迫していることから、政府は、地方財政対策において、保健所において感染症対応業務に従事する保健師が現行の1.5倍になるよう、2021年度から2022年度の2年間で、現状の約1800名から約2700名へ、約900名を増員するとしました。

このためには、各自治体が必要な採用者数を確保できるよう、採用枠の拡大に伴う業務負担への支援、財源の確保が必要です。

以上より、保健師の900人増員を確実に実現し、保健所の恒常的な人員体制強化のため、特に以下の事項につきまして、保健師の人材確保に関連する必要な施策の実現、周知活動等の充実の財源の確保を図られますよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

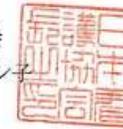
要望事項

新型コロナウイルス等の感染症に対応する900人の保健師の純増に向け、各自治体に積極的な採用の働きかけを行うとともに、採用活動等に必要経費を支援されたい。

令和3年3月9日

総務大臣
武田 良太 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 福 井 トシ子



保健師増員の実現に関する要望書

保健所は、地域における健康危機管理の最大拠点であり、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に対応する最前線として、相談対応、PCR 検査、入院調整、疫学調査等の困難かつ大量の業務に日々取り組んでいます。

この度、各地の保健所の体制が逼迫していることから、政府は、地方財政対策において、保健所において感染症対応業務に従事する保健師が現行の 1.5 倍になるよう、2021 年度から 2022 年度の 2 年間で、現状の約 1800 名から約 2700 名へ、約 900 名を増員するとしました。

このためには、各自治体が必要な採用者数を確保できるよう、採用枠の拡大に伴う業務負担への支援、財源の確保が必要です。

以上より、保健師の 900 人増員を確実に実現し、保健所の恒常的な人員体制強化のため、特に以下の事項につきまして、保健師の人材確保に関連する必要な施策の実現、周知活動等の充実の財源の確保を図られますよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要 望 事 項

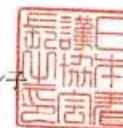
新型コロナウイルス等の感染症に対応する 900 人の保健師の純増に向け、各自治体に積極的な採用の働きかけを行うとともに、採用活動等に必要な経費を支援されたい。

令和3年3月9日

健康局長

正林 督章 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 福 井 トシ子



保健師増員の実現に関する要望書

保健所は、地域における健康危機管理の最大拠点であり、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に対応する最前線として、相談対応、PCR検査、入院調整、疫学調査等の困難かつ大量の業務に日々取り組んでいます。

この度、各地の保健所の体制が逼迫していることから、政府は、地方財政対策において、保健所において感染症対応業務に従事する保健師が現行の1.5倍になるよう、2021年度から2022年度の2年間で、現状の約1800名から約2700名へ、約900名を増員するとしました。

このためには、各自治体が必要な採用者数を確保できるよう、採用枠の拡大に伴う業務負担への支援、財源の確保が必要です。

以上より、保健師の900人増員を確実に実現し、保健所の恒常的な人員体制強化のため、特に以下の事項につきまして、保健師の人材確保に関連する必要な施策の実現、周知活動等の充実の財源の確保を図られますよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要 望 事 項

新型コロナウイルス等の感染症に対応する900人の保健師の純増に向け、各自治体に積極的な採用の働きかけを行うとともに、採用活動等に必要経費を支援されたい。